

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月16日

独立行政法人水資源機構契約職
副理事長 谷本 光司

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 きそがわうがんしせつきんきゅうかいちくさがんかんせんすいるひくみこうく 木曽川右岸施設緊急改築左岸幹線水路比久見工区改築工事
- (2) 工 事 場 所 岐阜県加茂郡川辺町比久見地内
- (3) 工 事 内 容 本工事は、木曽川右岸施設緊急改築事業の一環として、左岸幹線水路比久見工区 延長約980mの水路改築を行うものである。
- | | |
|---|-------|
| 1) 管水路本体工(鋼管 内径1,100mm 管厚6mm) | 約980m |
| 2) 付帯工(空気弁工2箇所、排泥工1箇所) | 1式 |
| 3) 水路付属施設工 | 1式 |
| 4) 構造物撤去工 | 1式 |
| (空気弁1箇所、排泥工1箇所、スラストブロック7箇所、PC管 内径1,100mm、延長約973m) | |
| 5) 機能回復工 | 1式 |
| 6) 仮設工(指定仮設工、無指定仮設工) | 1式 |
- (4) 工 期 契約締結の翌日から450日間
- (5) そ の 他
- 1) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式(簡易型)」の工事である。価格以外の要素として、企業の技術力と企業の信頼性・社会性を評価することとし、入札時に企業の技術力として、「周辺環境対策」と「施工期間中の安全対策」の施工計画の提出を受け付けることとする。
 - 2) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
 - 3) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」(水資源機構ホームページの「入札・契約情報/お知らせ」に記載)に基づき行うこととする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)にて行うこととする。
なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うこととする。
 - 4) 本工事は、調査基準価格を下回る額の入札があり、低入札価格調査を実施した後、調査基準価格を下回る額で入札した者と契約を締結した場合は「低入札工事における出来高部分払方式」を適用する試行工事である。
 - 5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成

12年法律第104号)に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
 - 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 2) 独立行政法人水資源機構(以下「当機構」という。)が発注した工事のうち、本入札公告の日から過去2年以内に元請として完成・引渡しが完了した工事の請負契約において、次のいずれかに該当したと認められる者
契約の履行に当たり、故意又は重大な過失により工事を粗雑にした者
公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者
正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
から までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - 3) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続の開始若しくは「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始がなされ一般競争(指名競争)参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
 - 4) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - 5) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 当機構における平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち土木一式工事(B等級)の認定を受けていること(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争(指名競争)参加資格の再審査に係る認定を受けていること。)
なお、本公告時に当該資格の認定を受けていない者も5.(3)により一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争に参加する資格について確認する資料(以下「資料」という。)を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
また、本工事に経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。事業協同組合についても同様とする。
- (3) 入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。
- (4) 入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を本工事に専任で配置できること。ただし、入札説明書8.(3)2)に示す期間の専任は要しない。
- (5) 提出された施工計画書の内容が現場条件を踏まえており、適正であること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (7) 平成21年及び平成22年の2年間に元請として完成・引渡しが完了した当機構発注の土木一式工事の工事成績評定点の年平均点が2年連続で65点未満でないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的

- 関係がある者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 警察当局から、当機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1) 評価項目

評価項目は、次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

- 1) 同種工事の施工実績(管水路工事において開削工法により鋼管を布設した実績を有すること。ただし、立坑内における布設のみの工事は実績として認めない。)
- 2) 工事成績評定点
- 3) 優良工事請負者表彰の有無
- 4) 品質管理、安全管理等に関する書面注意・口頭注意の有無
- 5) VE提案等の実績
- 6) 当該工事関連分野での技術開発の実績
- 7) 配置予定技術者の工事経験等
- 8) 近隣地域での施工実績
- 9) 災害協定締結の実績及びボランティアによる地域貢献の実績
- 10) 施工計画

施工計画は、「周辺環境対策」と「施工期間中の安全対策」について評価する。

(2) 総合評価の方法

総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値(以下「評価値」という。)による。

- 1) 価格点の算定は以下のとおりとする。
価格点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- 2) 技術点の算定は、上記(1)の1)から9)の評価項目について評価した結果、得られた評価点数の合計値が最も高い者に技術点10点を付与し、その他の者は評価点数の合計値に応じ比例配分して求められる技術点を付与する(小数点以下第2位を四捨五入)
また、上記(1)の10)の評価項目は、「周辺環境対策」と「施工期間中の安全対策」について、得られた評価点数の最も高い者にそれぞれ技術点5点ずつを与え、その他の者は評価点数に応じ比例配分して求められる技術点を付与する(小数点以下第2位を四捨五入)。

(3) 落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内である者の中から、評価値が最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 施工計画書の提出

施工計画書は、入札説明書に基づき作成し、申請書及び資料と併せて提出すること。

(5) 施工計画の採否

施工計画の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。施工計画に関して、「施工計画を提案する」との意思を示した者は、価格及び採用された施工計画をもって入札を行う。施工計画に関して、予め「施工計画を提案しない意思(「標準案で施工する」)」を示した者及び施工計画の内容がすべてが不採用であった場合において、「標準案で施工する」との意思を示した者は、価格及び標準案をもって入札を行う。これに違反した入札は無効とする。

(6) 施工計画の履行の確保

採用された施工計画の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。受注者の責により、入札時の施工計画(「周辺環境対策」と「施工期間中の安全対策」をいい、評価点数を付与された提案に限る。)の履行がなされなかった場合は、履行でき

なかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額 = 当初の請負代金額 × (当初の評価値 - 再計算後の評価値) / 100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行確認できた施工計画に基づき再計算した評価値である。

併せて、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、減点は「周辺環境対策」について最大5点、「施工期間中の安全対策」について最大5点とする。

更に、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

4. 契約後VEに関する事項(優遇措置)

本工事において契約後にVE提案を行った者に対しては、その達成の程度により、当機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

評価期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から4年間とする。

5. 入札手続等

(1) 担当部署

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2(ランド・アクシス・タワー内)
独立行政法人水資源機構 財務部契約課 萩原
電話 048-600-6534(直通) FAX 048-600-6530

(2) 入札説明書の交付期間等

1) 交付方法: 別途指定するホームページからのダウンロードによる。

なお、ホームページのアドレスについては、(1)まで問い合わせされたい。

2) 交付期間: 平成24年1月16日(月)から平成24年2月3日(金)

3) 交付費用: 交付費用は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

1) 提出方法: 提出場所への持参又は郵送等(一般書留、簡易書留その他配達の記録が残る方法に限る。)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

2) 提出期間: 平成24年1月16日(月)から平成24年2月3日(金)まで。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日10時から16時まで(12時10分から13時までを除く)。

3) 提出場所: (1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所

1) 提出方法: 入札書は持参又は郵送(一般書留、簡易書留その他配達の記録が残る方法に限る。)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

2) 提出期間: 郵送による場合は、平成24年3月14日(水)から平成24年3月19日(月)正午までに到着した入札書に限り有効とする。

持参による場合は、平成24年3月16日(金)から開札の日時まで。

3) 提出先: (1)に同じ。ただし、開札の日時に立会いの上提出する場合は、5)の開札場所

4) 開札日時: 平成24年3月21日(水)14時

5) 開札場所: 独立行政法人水資源機構本社7F 入札執行室

(5) 入札執行回数

入札執行回数は、1回とする。

6. その他

(1) 使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 見積りに必要な図面及び仕様書等

見積りに必要な図面及び仕様書等については、一般競争参加資格確認通知の後に当該競争参加資格があると認められた者に対して別途配布する。

(3) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金を当機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金の納付を免除する。

2) 契約保証金

受注者は、契約保証金を当機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、3.(2)の評価値が当機構にとって最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、3.(2)の評価値が当機構にとって最も有利なものをもって入札をした者を落札者とすることがある。

(6) 低入札価格調査

低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、「低入札価格調査」を行う。

なお、このうち、著しい低価格により、品質の確保がなされないおそれがあると認められる場合は、積算の合理性や現実性等を徹底して調査する「重点調査」を実施する。

(7) 低入札価格調査を受けた者との契約

低入札価格調査を受けた者との契約は、契約保証の額については請負代金額の「10分の1以上」を「10分の3以上」とし、また、前払金の割合について請負代金額の「10分の4以内」を「10分の1以内」とする。

また、部分払の回数は、契約期間において毎月の支払いが可能な回数とする。

(8) 契約書作成の要否

契約書を作成することとする。

(9) 配置予定技術者の確認

落札者の決定後（契約締結後）CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない（解除する）ことがある。

なお、種々の事情からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差替えは認めない。

(10) 別に配置を求める技術者

契約職が別に定める調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の配置予定技術者とは別に、同一の要件を満たす技術者を専任で1名、現場に配置しなければならないことがある。

(11) 申請書及び資料のヒアリング

申請書及び資料の内容のヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
関連情報を入手するための照会窓口は、5.(1)に同じ。
- (13) 独立行政法人の契約に係る情報の公表
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。
- (14) 当機構の事由による中止又は延期
本入札並びに本入札に係わる落札者の決定及び契約締結は、当機構の事由により中止又は延期することがある。
- (15) 詳細は入札説明書による。

F A X送信票

宛先	独立行政法人水資源機構 財務部契約課			
	電話番号	048 - 600 - 6534	FAX番号	048 - 600 - 6530
発信者	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
件名	入札説明書の交付依頼			枚数(本紙含まず1枚)
<p>以下の入札公告について、入札説明書の交付を依頼します。</p> <p>入札公告件名 <u>木曾川右岸施設緊急改築左岸幹線水路比久見工区改築工事</u></p>				